



平成25年10月1日

株式会社岩手銀行

## 改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関する パートナー協定書の締結について

岩手銀行（頭取 高橋真裕）は、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（以下、「Re-Seed 機構」）との間で、不動産の再生を目的とする「改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関するパートナー協定書」（以下、「パートナー協定」）を締結しましたのでお知らせいたします。

当行は、パートナー協定の締結により、国土交通省及び Re-Seed 機構と密接な協力関係を構築し、これまで以上に不動産再生を通じた地域経済の活性化に取り組んでまいります。

### 記

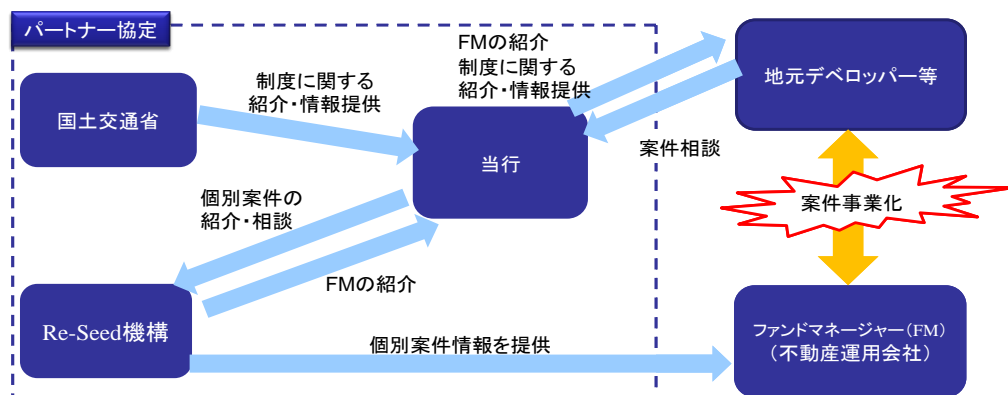
#### 1. 主旨

パートナー協定は、当行、国土交通省及び Re-Seed 機構が相互に連携して、改正不動産特定共同事業法（※1）及び耐震・環境不動産形成促進事業（※2）の活用を促進していくことを通じて、老朽、低未利用不動産の再生を図ることを目的としています。

#### 2. 連携体制

当行	国土交通省	Re-Seed 機構
案件の紹介、制度の周知等	制度の紹介、情報提供等	ファンドマネージャーの紹介、情報提供等

<連携スキームイメージ>



#### 3. 締結日

平成25年10月1日



(※1) 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業をいいます。これまでは不動産特定共同事業を行うために許可が必要であったものの、一定の要件を満たした特別目的会社については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が本年6月に行われました（公布より6か月以内の施行）。詳細は国土交通省のホームページをご参照ください。

(※2) 耐震・環境不動産形成促進事業については、Re-Seed 機構のホームページをご参照ください。

以 上

<本件に関するお問合せ先>

岩手銀行地域サポート部：今野 TEL：019-624-8567